

四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担の徴収に関する規則の一部を改正する規則

四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担の徴収に関する規則（平成27年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中第3号を次のように改める。

「（3）所得が皆無であり、かつ生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められるとき」

第6条第3項中第4号を削り、同項中第5号を第4号とする。

別表備考1中「の所得割」を「に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）」に改め、同表備考2中「であって、同時に入所要件を満たしており」を削り、「満3歳未満保育認定子ども」の次に「（特定満3歳以上保育認定子どもを含む。次項において同じ）」を加え、備考6及び備考7を削り、同表中備考8を備考6とする。

附則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。